

令和8年度恵庭市中小企業者等従業員資格取得支援モデル事業補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内の中小企業者等が、従業員の資質の向上並びに事業継続や経営基盤強化に資する従業員の定着及び離職防止を目的に、当該中小企業者等が当該従業員の業務に必要な資格取得に要する経費を支出した場合、当該経費の一部を予算の範囲内において補助するモデル事業について必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 恵庭市中小企業振興基本条例（平成25年条例第14号）第2条第2号に規定する中小企業者等（その他市長がこれに類すると認めるものを含む。以下同じ。）であること。
- (2) 市内に本店、本社若しくは主たる事業所がある法人又は市内に主たる事業所がある若しくは市内に住民票がある個人であること。
- (3) 恵庭市に納めるべき税に未納がないこと（申請時において納期限が到来していないものを除く）。
- (4) 法人の場合はその代表者及び役員が、個人の場合は本人が、恵庭市暴力団排除条例（平成26年条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 次条で定める経費の一部又は全部を当該事業者が負担していること。

（補助の対象経費等）

第3条 補助金の対象となる経費は、別表に定める資格（以下「対象資格」という。）について、当該中小企業者等がその従業員（第5項に該当する者に限る。）の業務に必要と認めるもの（交通費を除く。）であって、当該中小企業者等が支出したもののうち、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、対象資格が取得できなかった場合は、補助の対象としない。

- (1) 資格試験の受験に要した受験料、検定料、証紙、写真代及び専用道具の購入費用
 - (2) 資格の免状等の登録及び交付に要した免許登録料、免状交付手数料、免許証交付手数料その他これらに類する費用
 - (3) 国又は資格授与機関が受講を指定又は義務付けしている講習（これに類するものを含む。）の受講料
 - (4) 前各号に定めるもののほか、厚生労働省の教育訓練給付金の対象となる経費
- 2 前項の経費の計算に当たっては、厚生労働省の教育訓練給付金その他これらに類する補助金等の対象となる場合は、当該補助金等を控除した額を経費とする。

- 3 第1項の経費については、当該中小企業者等がその従業員に支出したものを含むことができる。ただし、その経理が明確である場合に限る。
- 4 第1項の経費については、対象となる資格を取得してから90日以内に補助金の申請があったものに限る。
- 5 補助金の対象となる従業員は、補助金の申請日現在において、次のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による恵庭市の住民基本台帳に記録されていること。
 - (2) 無期雇用契約が締結されていること（当該従業員が65歳未満である場合に限る。）。
 - (3) 補助金の申請日以後3年以上（当該従業員が65歳以上である場合にあっては、当該従業員の雇用契約期間中）同一の事業所で勤務できる（同一の法人（関連企業その他これに類するものを含む。）に雇用が継続される場合で市内の別の事業所に異動するものも含む。）ことを当該中小企業者等と当該従業員の双方が確約できること。
 - (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出が行われ、同法第9条第1項の確認（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に係るものを除く。）を受けていること。
 - (5) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定に基づき、健康保険の被保険者となったことの届出が行われ、同法第39条第1項の確認を受けていること（当該従業員が同法の適用を受ける場合に限る。）。
 - (6) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者となったことの届出が行われ、同法第18条第1項の確認を受けていること（当該従業員が同法の適用を受ける場合に限る。）。

（補助金の額）

- 第4条 補助金の対象となる従業員ごとの補助金の額は、当該中小企業者等が前条第1項に規定する経費として支出した額の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 2 従業員ごとの対象資格取得に対する補助金交付回数は、各年度1回までとする。
 - 3 各中小企業者等に交付する補助金の額は、前2項の規定により計算した額を合計した額とし、各年度10万円を上限とする。

（交付手続き等）

- 第5条 補助金の交付手続きは、恵庭市補助金等交付規則（平成12年規則第8号）の定めるところによる。

- 2 恵庭市補助金等交付規則第4条第2項及び第3項の規定により、補助金等交付申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 市内に本店、本社若しくは主たる事業所がある法人又は市内に主たる事業所がある若しくは市内に住民票がある個人であることを明らかにする書類の写し
 - (2) 当該従業員が対象資格を取得したことを証する書類の写し
 - (3) 第3条第1項各号に掲げる対象経費を明らかにする書類の写し
 - (4) 前号の対象経費の支払いを証明する書類の写し
 - (5) 恵庭市中小企業者等資格取得支援モデル事業補助金交付に係る確約書（様式第1号）（当該従業員が65歳未満である場合に限る。）
 - (6) 恵庭市税の納付状況の調査に関する同意書（様式第2号）
 - (7) 反社会的勢力排除に関する誓約書（様式第3号）
 - (8) 当該従業員が市内に居住していることを証する書類の写し
 - (9) 当該従業員が当該事業所に無期雇用（当該従業員が65歳未満である場合に限る。）で勤務していることを証する書類の写し
 - (10) 当該従業員が雇用保険の被保険者であることを証明する書類の写し
 - (11) 当該従業員が健康保険及び厚生年金保険の被保険者であることを証明する書類の写し（当該従業員が健康保険法及び厚生年金保険法の適用を受ける場合に限る。）
- 3 第3条第3項の規定を適用しようとする場合は、前項各号の書類のほか、第3条第3項の規定が適用できることを証明できる書類を提出しなければならない。

（補助金の申請受付）

第6条 補助金の交付申請の受付は、令和9年3月31日までとする。ただし、当該年度の予算を超過した場合は、受付を締め切ることができる。

（交付決定の取消し等）

- 第7条 市長は、補助金の交付を決定した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 第3条第5項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判明したとき。
 - (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
 - (4) その他市長が交付決定を取消することが適当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返還を命ずることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない特別な事由があると認めるときは、返還の額の全部又は一部を免除することができる。

(情報提供)

第8条 市長は、補助金の交付を決定した者に対し、雇用の継続状況その他必要な情報の提供を求めることができる。

(調査)

第9条 市長は、補助金の交付を決定するときは、対象となる中小企業者等の従業員の居住の実態その他必要な事項について調査を行うことができるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施し、同日以後に対象となる資格を取得したもののについて適用する。

別表（第3条関係）

大型自動車第一種免許
大型自動車第二種免許
大型特殊自動車免許
中型自動車第一種免許
中型自動車第二種免許
準中型自動車第一種免許
普通自動車第二種免許

様式第1号（第5条関係）

恵庭市中小企業者等資格取得支援モデル事業補助金交付に係る確約書

恵庭市長 様

恵庭市中小企業者等資格取得支援モデル事業補助金（以下「補助金」という。）の交付申請に当たり、以下の事項を遵守することを確約いたします。

- 1 対象資格を取得させた従業員は、令和8年度恵庭市中小企業者等資格取得支援モデル事業補助金交付要綱第3条第5項各号に該当するものであること。
- 2 対象資格を取得させた従業員を3年以上継続して雇用すること。
- 3 恵庭市補助金等交付規則（平成12年規則第8号）や令和8年度恵庭市中小企業者等資格取得支援モデル事業補助金交付要綱の規定により、市長が補助金の返還を命じた場合、既に交付を受けた補助金があるときは、これを返還すること。

年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者又は事業主

㊞

※従業員記載欄

私は、この補助金の申請日以後3年以上同一の事業所で勤務できる（同一の法人（関連企業その他これに類するものを含む。）に雇用が継続される場合で市内の別の事業所に異動するものも含む。）ことを確約いたします。

年 月 日

本人署名

様式第2号（第5条関係）

恵庭市税の納付状況の調査に関する同意書

恵庭市中小企業者等資格取得支援モデル事業補助金の申込みに際し、市税の納付状況を調査することに同意いたします。

年 月 日

恵 庭 市 長 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者又は事業主

印

【恵庭市記入欄】

市税納入状況 年 月 日現在 滞納なし

印

様式第3号（第5条関係）

反社会的勢力排除に関する誓約書

恵庭市長様

恵庭市中小企業者等資格取得支援モデル事業補助金の申請に当たり、法人代表者及び役員又は個人事業主本人が恵庭市暴力団排除条例（平成26年条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、恵庭市中小企業者等資格取得支援モデル事業補助金の申請を取り消しされても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、恵庭市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和 年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者又は事業主

印